

千早赤阪村型グラウンドマンホールふた承認規準

1. 目的

千早赤阪村の公共下水道等において使用するグラウンドマンホールふたを承認する場合の基準として規定する。

2. 承認規準

ふたの承認については、製造工場ごとに申請し、下記の条件を満たすものとする。

- (1) (公社)日本下水道協会の認定工場で作られたものとする。
- (2) 千早赤阪村長に承認申請書を提出し、その内容が適正と認められるとき。
(様式1)
- (3) 千早赤阪村型グラウンドマンホールふた性能仕様書に適合し、製品検査に合格すること。
(様式2)

3. 承認通知

承認規準に基づいて審査した結果は、速やかに申請者に通知するものとする。

(様式3、様式4)

4. 承認期間

承認の有効期限は承認日から2年経過後の7月31日、以降、継続の意思がある場合は、3年毎に更新する。

5. 承認の取消

承認した製品(製品業者)において下記の事項が生じたときは、千早赤阪村の承認を取り消すものとする。

- (1) 申請及び検査内容に虚偽があった場合
- (2) (公社)日本下水道協会の認定工場でなくなった場合
- (3) 承認申請の内容が履行されなかった場合
- (4) 不正や反社会的な事実が認められた場合
- (5) 自ら廃業又は承認の取り消しを申し出た場合

また、承認期間中の納入実績が著しく少ない製品については、承認の取り消しを行う場合がある。

(様式5)

6. その他

- (1) 千早赤阪村は承認期間内において承認申請書の内容確認など、必要に応じ立ち入り検査を実施したり、書類の提出を求めたりすることができる。

- (2) 合格した製品の納入後であっても、千早赤阪村が検査の必要があると認めたときは、納入した製品の中から適時抜き取り検査を行うことができる。
- (3) 千早赤阪村が行う材質検査、性能検査及び立ち入り検査等に要する費用は、製造業者の負担とする。
- (4) この基準に疑義が生じた場合は、書面にて内容提示の上、千早赤阪村の指示又は両者の協議により解決するものとする。